

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)大豊風力発電事業
環境影響評価書」に係る確定通知について

平成27年11月10日
経 済 産 業 省

当省は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)大豊風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエネルギーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、高知県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月18日
住民意見の概要等受理	平成25年 5月 8日
高知県知事意見受理	平成25年 8月 5日
経済産業大臣通知	平成25年 8月20日

環境影響評価準備書受理	平成26年 4月30日
住民意見の概要等受理	平成26年 6月30日
高知県知事意見受理	平成26年10月15日
環境大臣意見受理	平成26年10月16日
経済産業大臣勧告	平成26年10月31日

環境影響評価書受理	平成27年10月27日
経済産業大臣確定通知	平成27年11月10日

問い合わせ先：電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)